# 認知症対応型共同生活介護　重要事項説明書

１．事業の目的と運営方針

①認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

②「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めます。

③関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．事業者の内容

（１）提供できるサービス地域

| | |
|---|---|
| 事業所名 | やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい |
| 指定番号 | 千葉県　１２７２０００１１６号 |
| 所在地 | 千葉県旭市イの３９２５番２ |
| 管理者の氏名 | 田邉　波津枝 |
| 電話番号 | ０４７９－６３－９０１１ |
| ＦＡＸ番号 | ０４７９－７４－３２５５ |
| サービスを提供する地域 | 旭市 |

（２）事業所の従業者体制

| | 業務内容 | |
|---|---|---|
| 管理者 | 業務及び職員の管理 | １名（施設長兼務） |
| 計画作成担当者<br>(介護支援専門員) | 介護計画の作成 | １名 |
| 介護従事者 | 利用者の介護 | ５名以上 |

（３）入居定員　９名

（４）設備の概要

○居室

利用者の居室は、個室（定員１名）とし、クローゼット・洗面台等の備品として備えます。

○食堂
　利用者の使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。
○その他の設備
　設備としてその他に、キッチン、居間、浴室、トイレ等の設備を設けます。

３．サービスの内容
　① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
　② 食事
　③ 入浴
　④ 排泄
　⑤ 介護
　⑥ 相談援助サービス
　⑦ 健康管理
　⑧ 金銭管理
　⑨ その他

４．協力医療機関
　事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状況は急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。
　・協力医療機関
　　・名称　　田辺病院
　　・住所　　千葉県旭市ロの８１８－２
　・協力歯科医療機関
　　・名称　　やすらぎ歯科クリニック
　　・住所　　千葉県旭市イの３９２５番２
□ 緊急時の連絡先
　なお、緊急の場合には、「緊急時の対応」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

５．利用料金
　厚生労働省が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の額として設定します。

（１）基本料金（１単位１０円）利用者負担額１割の場合

認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）　（１日につき）

| 状態区分 | 単位数 | 基本料金（円） | 利用者負担額（円） |
|---|---|---|---|
| 要介護１ | ７６５ | ７，６５０ | ７６５ |
| 要介護２ | ８０１ | ８，０１０ | ８０１ |
| 要介護３ | ８２４ | ８，２４０ | ８２４ |
| 要介護４ | ８４１ | ８，４１０ | ８４１ |
| 要介護５ | ８５９ | ８，５９０ | ８５９ |

＊ 介護度によって料金は変わります。

（２）加算料金（１単位１０円）利用者負担額１割の場合

| 内容 | 単位数 | 利用者負担額（円） |
|---|---|---|
| 入院時費用（１月に６日を限度） | ２４６ | 日額　２４６円 |
| 夜間支援体制加算（Ⅰ） | ５０ | 日額　５０円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | １２０ | 日額　１２０円 |
| 看取り介護加算 | | |
| 死亡日以前３１日以上４５日以下 | ７２ | 日額　７２円 |
| 死亡日以前４日以上３０日以下 | １４４ | 日額　１４４円 |
| 死亡日以前２日又は３日 | ６８０ | 日額　６８０円 |
| 死亡日 | １，２８０ | 日額　１，２８０円 |
| 初期加算（入居日から３０日以内） | ３０ | 日額　３０円 |
| 協力医療機関連携加算 | １００ | 月額　１００円 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）（イ） | ５７ | 日額　５７円 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）（ロ） | ４７ | 日額　４７円 |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）（ハ） | ３７ | 日額　３７円 |
| 医療連携体制加算（Ⅱ） | ５ | 日額　５円 |
| 退居時情報提供加算 | ２５０ | １回限り　２５０円 |
| 退居時相談援助加算 | ４００ | １回限り　４００円 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | ３ | 日額　３円 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | ４ | 日額　４円 |
| 認知症チームケア加算（Ⅰ） | １５０ | 月額　１５０円 |
| 認知症チームケア加算（Ⅱ） | １２０ | 月額　１２０円 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | １００ | 月額　１００円 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ２００ | 月額　２００円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 栄養管理体制加算 | ３０ | 月額 | ３０円 |
| 口腔衛生管理体制加算 | ３０ | 月額 | ３０円 |
| 口腔栄養スクリーニング加算(6 月に 1 回) | ２０ | 月額 | ２０円 |
| 科学的介護推進体制加算 | ４０ | 月額 | ４０円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | １０ | 月額 | １０円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | 5 | 月額 | 5円 |
| 新興感染症等施設療養費 | ２４０ | 日額 | ２４０円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | １００ | 月額 | １００円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | １０ | 月額 | １０円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | ２２ | 日額 | ２２円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １８ | 日額 | １８円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 6 | 日額 | 6円 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | | －１／１００ | |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | | －１／１００ | |
| 業務継続計画未実施減算 | | －３／１００ | |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に21.0％を掛けて算出いたします。<br>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に22.8％を掛けて算出いたします。<br>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に20.2％を掛けて算出いたします。<br>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に22.0％を掛けて算出いたします。<br>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に17.9％を掛けて算出いたします。<br>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）<br>※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に14.9％を掛けて算出いたします。 | | | |

＊　基本料金及び加算料金について償還払いの場合は、いったんあなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口に請求すると還付が受けられます。

＊　介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。

＊　基本料金及び加算料金については法律の改正により変更されますので、ご了承ください。

その他の料金

| | | |
|---|---|---|
| ① 食費 | 日額 | １，７８０円 |
| ② 光熱水費　（共益費） | 月額 | ２１，０００円 |
| ③ 居住費 | 月額 | ３５，０００円 |

④ 預り金出納管理費　　日額　　４０円

⑤ 入居一時金

契約締結時に１５万円お預り致します。なおこの入居一時金は退所時に精算の上お返し致します。

⑥ その他の料金

・レクレーション材料費他実費
・理・美容代、介護用品費等実費
・害虫駆除費

＊外泊時等の場合の食事は、減免となります。ただし当日のキャンセルにおいてはいただきます。また、上記の　②　③　については、月額でお支払いいただきます。

６．サービス利用に当たっての留意事項

① 面会

面会時間はご自由ですが、面会の際は玄関にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

② 外出・外泊

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時、期間をご連絡下さい。

③ 飲酒

利用者の健康管理及び施設運営上の理由により、施設内での飲酒はご遠慮いただいております。

④ 喫煙

受動喫煙防止及び安全管理の観点から、施設内及び敷地内での喫煙はご遠慮いただいております。

⑤ 設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

⑥ 金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受理、支払いの管理について、委任状をいただきます。

⑦ 宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対しご勧誘はご遠慮下さい。

⑧ その他

ここに取決めのないことについては随時協議をすることとします。

7．非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

①事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上入所者及び従業員等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

③防災設備

・非常災害の対応：防火、避難に関する消防計画の作成
・防災設備　：自動火災報知設備、消火器、非常用照明、誘導灯
・防災訓練　：総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的に実施
・防火責任者：秋山　友和

8．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

9．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかにご家族や主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

| | | |
|---|---|---|
| 緊急時連絡先 | 氏　　名 | |
| | 住　　所 | |
| | 電話番号 | |
| | 続　　柄 | |

１０．事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１２．利用者の尊厳

利用者の尊厳・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

１３．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録します。

１４．高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止策のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的に実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

１５．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①センターの相談や苦情窓口

窓口担当：　林　宏美　（介護支援専門員・介護福祉士）

電話番号：　０４７９－６３－９０１１

②当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。
市町村名：　旭市
担当課　：　高齢者福祉課
電話番号：　０４７９－６２－５３０８

千葉県国民健康保険団体連合会
担当課　：　介護保険課
電話番号：　０４３－２５４－７４２８
受付時間：　午前９時～午後５時（土日、祝日を除く）

１６．損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

１７．当法人の概要

| | |
|---|---|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人旭福祉会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長　田　邉　信　行 |
| 所在地・電話 | 千葉県旭市イの３９２５番２<br>０４７９－６３－９０１１ |

定款の目的に定められた事業

１　第一種社会福祉事業
　（イ）特別養護老人ホームの経営
　（ロ）軽費老人ホームの経営
２　第二種社会福祉事業
　（イ）老人短期入所事業の経営
　（ロ）老人デイサービス事業の経営
　（ハ）老人居宅介護等事業の経営
　（ニ）認知症対応型共同生活援助事業の経営
３　公益を目的とする事業
　（１）居宅介護支援の事業
　（２）地域支援の事業
　（３）歯科診療所の事業

（４）介護員養成研修の事業
（５）介護予防・日常生活支援総合事業
（６）地域包括支援センター事業
（７）千葉県留学生受入プログラムに関する事業

# 介護予防認知症対応型共同生活介護　重要事項説明書

７．事業の目的と運営方針

① 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

② 「一人ひとりを大切にした質の高い介護サービスの提供」を基本理念とし、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めます。

③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

８．事業者の内容

（４）提供できるサービス地域

| | |
|---|---|
| 事業所名 | やすらぎ園認知症高齢者グループホームまどい |
| 指定番号 | 千葉県　１２７２０００１１６号 |
| 所在地 | 千葉県旭市イの３９２５番２ |
| 管理者の氏名 | 田邉　波津枝 |
| 電話番号 | ０４７９－６３－９０１１ |
| ＦＡＸ番号 | ０４７９－７４－３２５５ |
| サービスを提供する地域 | 旭市 |

（５）事業所の従業者体制

| | 業務内容 | |
|---|---|---|
| 管理者 | 業務及び職員の管理 | １名（施設長兼務） |
| 計画作成担当者<br>(介護支援専門員) | 介護計画の作成 | １名 |
| 介護従事者 | 利用者の介護 | ５名以上 |

（６）入居定員　９名

（４）設備の概要

○居室

利用者の居室は、個室（定員１名）とし、クローゼット・洗面台等の備品と

して備えます。
〇食堂
　利用者の使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・食器類などの備品類を備えます。
〇その他の設備
　設備としてその他に、キッチン、居間、浴室、トイレ等の設備を設けます。

９．サービスの内容
　⑩ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の立案
　⑪ 食事
　⑫ 入浴
　⑬ 排泄
　⑭ 介護
　⑮ 相談援助サービス
　⑯ 健康管理
　⑰ 金銭管理
　⑱ その他

１０．　協力医療機関
　事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状況は急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。
　・協力医療機関
　　・名称　　田辺病院
　　・住所　　千葉県旭市ロの８１８－２
　・協力歯科医療機関
　　・名称　　やすらぎ歯科クリニック
　　・住所　　千葉県旭市イの３９２５番２
□ 緊急時の連絡先
　なお、緊急の場合には、「緊急時の対応」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

１１．　利用料金
　厚生労働省が定める基準によるものであり、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬上の額として設定します。

（３）基本料金（１単位１０円）利用者負担額１割の場合

介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）（１日につき）

| 状態区分 | 単位数 | 基本料金 | 利用者負担額（円） |
|---|---|---|---|
| 要支援２ | ７６１ | ７，６１０ | ７６１ |

（４）加算料金（１単位１０円）利用者負担額１割の場合

| 内容 | 単位数 | 利用者負担額（円） |
|---|---|---|
| 入院時費用（１月に６日を限度） | ２４６ | 日額　２４６円 |
| 夜間支援体制加算（Ⅰ） | ５０ | 日額　５０円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | １２０ | 日額　１２０円 |
| 初期加算（入居日から３０日以内） | ３０ | 日額　３０円 |
| 退居時情報提供加算 | ２５０ | １回　２５０円 |
| 退居時相談援助加算 | ４００ | １回限り　４００円 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ） | ３ | 日額　３円 |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | ４ | 日額　４円 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ） | １００ | 月額　１００円 |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ２００ | 月額　２００円 |
| 栄養管理体制加算 | ３０ | 月額　３０円 |
| 口腔衛生管理体制加算 | ３０ | 月額　３０円 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（６月に１回） | ２０ | １回　２０円 |
| 科学的介護推進体制加算 | ４０ | 月額　４０円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | １０ | 月額　１０円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | ５ | 月額　５円 |
| 新興感染症等施設療養費 | ２４０ | 日額　２４０円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） | １００ | 月額　１００円 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | １０ | 月額　１０円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | ２２ | 日額　２２円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １８ | 日額　１８円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | ６ | 日額　６円 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | －１／１００ | |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | －１／１００ | |
| 業務継続計画未実施減算 | －３／１００ | |

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に21.0％を掛けて算出いたします。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に22.8％を掛けて算出いたします。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に20.2％を掛けて算出いたします。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に22.0％を掛けて算出いたします。
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に17.9％を掛けて算出いたします。
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
※介護職員等の処遇改善に伴い、総単位数に 14.9％を掛けて算出いたします。

＊ 基本料金及び加算料金について償還払いの場合は、いったんあなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村の窓口に請求すると還付が受けられます。
＊ 介護保険の自己負担は各利用者の負担割合に応じた額となります。
＊ 基本料金及び加算料金については法律の改正により変更されますので、ご了承ください。

□ その他の料金

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 食費 | 日額 | １，７８０円 |
| ② | 共益費 （光熱水費） | 月額 | ２１，０００円 |
| ③ | 家賃相当額 | 月額 | ３５，０００円 |
| ④ | 預かり金出納管理費 | 日額 | ４０円 |

⑤ 入居一時金
契約締結時に１５万円お預り致します。なおこの入居一時金は退所時に精算の上お返し致します。

⑥ その他の料金
・レクレーション材料費他実費
・理・美容代、介護用品費等実費
・害虫駆除費

＊外泊時等の場合の食事は、減免となります。ただし当日のキャンセルにおいてはいただきます。また、上記の② ③については、月額でお支払いいただきます。

１２． サービス利用に当たっての留意事項
① 面 会

面会時間はご自由ですが、面会の際は玄関にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活がありますので、上記以外の早朝、夜間の時間帯は極力ご遠慮下さい。

②外出・外泊

ご自由ですが、食事手配等の事情がありますのでお早めに日時、期間をご連絡下さい。

③飲酒

利用者の健康管理及び施設運営上の理由により、施設内での飲酒はご遠慮いただいております。

④喫煙

受動喫煙防止及び安全管理の観点から、施設内及び敷地内での喫煙はご遠慮いただいております。

⑤設備、器具の利用

ご利用については必ず職員にお尋ね下さい。

⑥金銭、貴重品の管理

ご希望があれば、ご本人分を管理します。その際には、金銭受理、支払いの管理について、委任状をいただきます。

⑦宗教活動

信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対しご勧誘はご遠慮下さい。

⑧その他

ここに取決めのないことについては随時協議をすることとします。

## １３．　非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

①事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密に行い、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年３回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

③防災設備

・非常災害の対応：防火、避難に関する消防計画の作成
・防災設備　：自動火災報知設備、消火器、非常用照明、誘導灯
・防災訓練　：総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的に実施
・防火責任者：秋山友和

８．感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

９．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合、速やかにご家族や主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

| | | |
|---|---|---|
| 緊急時連絡先 | 氏　　名 | |
| | 住　　所 | |
| | 電話番号 | |
| | 続　　柄 | |

１０．事故発生時の対応

サービス提供時により事故は発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１２．利用者の尊厳

利用者の尊厳・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者

教育を行います。

１３．身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録します。

１４．高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止策のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的に実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

１５．苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

①センターの相談や苦情窓口

窓口担当：　林　宏美　（介護支援専門員・介護福祉士）

電話番号：　０４７９－６３－９０１１

②当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

市町村名：　旭市

担当課　：　高齢者福祉課

電話番号：　０４７９－６２－５３０８

千葉県国民健康保険団体連合会

担当課　：　介護保険課

電話番号：　０４３－２５４－７４２８

受付時間：　午前９時～午後５時（土日、祝日を除く）

１６．損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認め

られた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

１７．当法人の概要

| | |
|---|---|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人旭福祉会 |
| 代表者役職・氏名 | 理事長　田　邉　信　行 |
| 所在地・電話 | 千葉県旭市イの３９２５番２<br>０４７９－６３－９０１１ |

定款の目的に定められた事業

１　第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

２　第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

（ニ）認知症対応型共同生活援助事業の経営

３　公益を目的とする事業

（１）居宅介護支援の事業

（２）地域支援の事業

（３）歯科診療所の事業

（４）介護員養成研修の事業

（５）介護予防・日常生活支援総合事業

（６）地域包括支援センター事業

（７）千葉県留学生受入プログラムに関する事業